

山口県報

平成30年
10月16日
(火曜日)

目 次

○条例

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例……………一

山口県開発審査会条例の一部を改正する条例……………二

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例……………二

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例……………四

過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例……………五

山口県使用料手数料条例及び山口県建築基準条例の一部を改正する条例……………七

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例……………一〇

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例……………一一

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………一二

病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………一二

食品衛生法の規定に基づく公衆衛生上必要な基準を定める条例の一部を改正する条例……………一三

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月十六日

山口県条例第四十三号

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

附属機関の設置に関する条例（昭和二十八年山口県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表知事の部山口県消費生活審議会の項中「及び審議」の下に「並びに消費者と事業者との間の取引に関して生じた苦情の調停」を加え、同部山口県消費者苦情処理委員会の項を削る。

附 則

（施行期日）

山口県知事 村 岡 嗣 政

1 この条例は、平成三十年十一月一日から施行する。
(消費生活の安定及び向上に関する条例の一部改正)

2 消費生活の安定及び向上に関する条例(昭和五十五年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第十三条の見出し中「委員会」を「審議会」に改め、同条第一項中「山口県消費者苦情処理委員会」を「山口県消費生活審議会」に、「委員会」を「審議会」に改め、同条第二項中「委員会」を「審議会」に改める。

第十四条第一号中「委員会」を「審議会」に改める。

第二十一条中「山口県消費生活審議会」を「審議会」に改める。

(消費生活の安定及び向上に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に改正前の消費生活の安定及び向上に関する条例第十三条第一項の規定により山口県消費者苦情処理委員会の調停に付されている、知事が消費者と事業者との間の取引に関して生じた苦情のうち解決が困難であると認めるものについては、改正後の消費生活の安定及び向上に関する条例第十三条第一項の規定により山口県消費生活審議会の調停に付されたものとみなす。

山口県開発審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月十六日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第四十四号

山口県開発審査会条例の一部を改正する条例

山口県開発審査会条例(昭和四十五年山口県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「及び三人以上の委員」を「のほか、委員の過半数」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに

に公布する。

平成三十年十月十六日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第四十五号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成二十八年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

機 関	事 務
知 事	一 高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）を退学した後に私立の高等学校等に入学した者に対する就学に係る支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの 二 私立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）に在学する生徒又は学生に係る奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの 三 不妊治療に要する費用の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
教育委員会	一 山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）による高等学校及び中等教育学校の授業料の減免に関する事務であつて規則で定めるもの 二 高等学校等を退学した後に公立の高等学校等に入学した者に対する就学に係る支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

- 三 国立又は公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）に在学する生徒又は学生に係る奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
- 四 特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）によるものを除く。）であつて規則で定めるもの

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月十六日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第四十六号

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和六十年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「福祉ホーム」の下に「、介護老人保健施設、介護医療院」を加え、「若しくは短期入所療養介護」を「、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護」に、「指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護を行う施設、指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護」を「指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設、指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設、第一号通所事業」に改め、「、指定居宅サービスに該当する特定施設入居者生活介護を行う施設、指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設、指定介護予防サービスに該当する介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設」及び「、介護老人保健施設」を削り、「又は訪問入浴介護を行う事業」の下に「、第一号訪問事業」を加え、「介護予防訪問介護又は」を削り、

同条第二号中「母子健康センター」を「母子健康包括支援センター」に、「又は介護老人保健施設」を「介護老人保健施設又は介護医療院」に改め、「厚生労働大臣」を削り、同条第五号中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加える。

第四条第一項第一号中「母子健康センター」を「母子健康包括支援センター」に改め、同項第二号中「又は介護老人保健施設」を「介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 介護福祉士修学資金の貸付けを受けた者が改正前の貸付金の返還債務の免除に関する条例第二条第一号に規定する社会福祉施設等又は在宅福祉事業等において介護福祉士として同号に規定する介護等の業務に従事した期間は、改正後の貸付金の返還債務の免除に関する条例第二条第一号に規定する社会福祉施設等又は在宅福祉事業等において介護福祉士として同号に規定する介護等の業務に従事した期間とみなす。

過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月十六日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第四十七号

過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域等における県税の特例に関する条例（昭和三十九年山口県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改める。

第二条第七号中「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同条第九号中

「第五条第四項第五号」を「第五条第四項第五号イ」に改め、同条第十号中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、

「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改める。

第三条に次の一項を加える。

6 地方活力向上地域内において、認定事業者（地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業を実施する者に限る。第五条第四号において同じ。）であつて、同条第三項の規定に基づく認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令第二条第一号に規定する特別償却設備（以下この項、第五条第四号及び第六条第二号において「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者については、当該特別償却設備を当該事業の用に供した日の属する年又は事業年度以降三年間の各年又は各事業年度に係る所得金額又は収入金額のうち、当該特別償却設備に係るものとして同条第三条に規定するところにより計算した額について、事業税を課さない。

第四条第二項を削る。

第五条に次の一号を加える。

四 地方活力向上地域内において、認定事業者であつて、地域再生法第十七条の二第三項の規定に基づく認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）

第六条第二号中「認定事業者」の下に「（地域再生法第十七条の二第一項第二号に掲げる事業を実施する者に限る。）」を加え、「地域再生法第十七条の二第三項」を「同条第三項」に改める。

第七条中「若しくは第二項」を「、第二項若しくは第六項」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の過疎地域等における県税の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第三条第六項、第五条第四号及び第六条第二号の規定は、平成三十年六月二十一日から適用する。

（経過措置）

2 平成三十年六月二十日以前に地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第五条第四項第五号イに規定する地方活力向上地域内において、改正前の過疎地域等における県税の特例に関する条例第四条第二項に規定する

特別償却設備を新設し、又は増設した者並びに同条例第六条第二号に規定する家屋及びその敷地である土地を取得した者に係る県税の不均一課税については、なお従前の例による。

3 平成三十年六月二十一日以後に改正後の条例第三条第六項、第五条第四号又は第六条第二号の規定に該当する行為をした者でこの条例の施行の日から一月を経過する日以前に当該設備の建設に着手したものに對する改正後の条例第七条の規定の適用については、同条中「当該設備又は施設の建設に着手する前に」とあるのは、「過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成三十年山口県条例第四十七号）の施行の日から一月以内に」とする。

山口県使用料手数料条例及び山口県建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月十六日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第四十八号

山口県使用料手数料条例及び山口県建築基準条例の一部を改正する条例

（山口県使用料手数料条例の一部改正）

第一条 山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の8の表二十六の項建築物建築等許可申請手数料に関する部分中「第四十三条第一項ただし書」を「第四十三条第二項第二号」

に、

「建築基準法第五十三条第四項の規定による建築物の建築率に関する特例の許可」

一件につき

三万三千元

を

「建築基準法第五十三条第四項の規定による建築物の建築率に関する特例の許可」

一件につき

三万三千元

に、「第五十三条第五項第三号」を「第五十三条第

一件につき

三万三千元

る建築物の建蔽率に
関する特例の許可

六項第三号」に、「第六十七条の三第三項第二号」を「第六十七条第三項第二号」に、「第六十七条の三第五項第二号」を「第六十七条第五項第二号」に、「第六十七条の三第九項第二号」を「第六十七条第九項第二号」に改め、同項仮設建築物建築許可申請手数料に関する部分を次のように改める。

仮設建築物 建築許可申 請手数料	建築基準法第八十五 条第五項の規定によ る仮設建築物の建築 の許可	延べ面積が百平方メートル以下の もの 一件につき 六万円	一万六千円
	建築基準法第八十五 条第六項の規定によ る仮設建築物の建築 の許可	延べ面積が百平方メートルを超え 五百平方メートル以下のもの 一件につき 十二万円	十六万円

別表第一の8の表二十六の項仮設建築物建築許可申請手数料に関する部分の次に次のように加える。

建築物用途 変更使用許 可申請手数 料	建築基準法第八十七 条の三第五項の規定 による建築物の用途 を変更して使用する ことの許可	延べ面積が百平方メートル以下の もの 一件につき 六万円	一万六千円
		延べ面積が五百平方メートルを超 えるもの 一件につき 十二万円	

(山口県建築基準条例の一部改正)

<p>建築基準法第八十六条の第三項(同法第八十七条の第二項において準用する場合を含む。)の規定による全体計画の変更の認定</p>	<p>一件につき</p>	<p>二万七千円</p>	<p>建築基準法第八十六条の第三項の規定による全体計画の変更の認定</p>	<p>一件につき</p>	<p>二万七千円</p>	<p>建築基準法第四十三条第二項第一号の規定による建築の認定 建築基準法第四十四条第一項第三号の規定による建築の認定</p>	<p>一件につき 一件につき</p>	<p>二万七千円 二万七千円</p>	<p>別表第一の8の表二十七の項中 建築基準法第四十四条第一項第三号の規定による建築の認定</p> <p>一件につき</p> <p>二万七千円</p> <p>を</p>	<p>建築基準法第八十七条の第六項の規定による建築物の用途を変更して使用することの許可</p>	<p>一件につき</p>	<p>十六万円</p>
		<p>に改める。</p>			<p>を</p>			<p>に</p>				

第二条 山口県建築基準条例（昭和四十七年山口県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十三條第二項」を「第四十三條第三項」に改める。

第二十二條の見出しを削り、同條の前に見出しとして「（適用除外）」を付する。

第二十三條の見出しを削り、同條中「第八十五條第五項」の下に「又は第六項」を、「場合」の下に「及び法第八十七條の三第五項又は第六項の規定により建築物の用途を変更して使用することを許可する場合」を加える。

附 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）の施行の日から施行する。ただし、第一条中山口県使用料手数料条例別表第一の8の表二十六の項建築物建築等許可申請手数料に関する部分の改正規定（「第四十三條第一項ただし書」を「第四十三條第二項第二号」に改める部分に限る。）、同項仮設建築物建築許可申請手数料に関する部分の改正規定及び同表二十七の項の改正規定（

建築基準法第四十四條第一項第三号の規定による建築の認定

一件につき

二万七千円

を

建築基準法第四十三條第二項第一号の規定による建築の認定

一件につき

二万七千円

に改める部分に限る。）並びに第二条中山口県建築基

建築基準法第四十四條第一項第三号の規定による建築の認定

一件につき

二万七千円

準条例第一条の改正規定、同条例第二十二條の見出しを削り、同條の前に見出しを付する改正規定及び同条例第二十三條の改正規定（見出しを削る部分及び「第八十五條第五項」の下に「又は第六項」を加える部分に限る。）は、公布の日から施行する。

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月十六日

山口県知事 村岡嗣政

山口県条例第四十九号

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例

山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。
別表第一の8の表中四十の項を削り、四十一の項を四十の項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第五十号

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例

山口県資金積立基金条例（昭和六十年山口県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表岩国・和木・大島地域まちづくり基金の項中「において公共用の施設を整備し、」を「における」に改め、同表やまぐち産業戦略基金の項を次のように改める。

やまぐち産業 イノベーション ン基金	地域経済の持続的な成長に資する産業のイノベーションの創出を図ること。	中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があると認める経費の財源に充てるとき。
--------------------------	------------------------------------	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の山口県資金積立基金条例の規定により設置されているやまぐち産業戦略基金は、改正後の山口県資金積立基金条例の規定により設置されるやまぐち産業イノベーション基金となり、同一性をもって存続するものとする。

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月十六日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第五十一号

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年山口県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「以外の」の下に「養護老人ホーム、」を加え、同条第四項中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

- 一 養護老人ホーム 栄養士又は調理員、事務員その他の職員

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月十六日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第五十二号

病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例（平成二十四年山口県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び第五項」を削り、「第二項」の下に「並びに地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号。以下「地域包括ケア強化法」という。）附則第二十八条」を加える。

第二条の見出し中「補正等」を「補正」に改め、同条第二項を削る。

第五条第一項第一号中「第十五条の二」を「第十五条の三第二項」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(療養病床に係る既存の病床数の算定の基準)

2 地域包括ケア強化法附則第二十八条の規定により、法第七条の二第一項若しくは第二項の申請があつた場合、同条第三項の措置をとるべきことを命ずる場合又は法第三十条の十二第一項において読み替えて準用する法第七条の二第三項の措置をとるべきことを要請する場合において、平成三十六年三月三十一日までの間、法第三十条の四第一項に規定する医療計画において定める同条第二項第十二号に規定する区域における既存の病床数を算定するに当たって既存の療養病床の病床数とみなされる介護老人保健施設及び介護医療院の入所定員数の基準は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項第一号の改正規定は、平成三十年十二月一日から施行する。

食品衛生法の規定に基づく公衆衛生上必要な基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月十六日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第五十三号

食品衛生法の規定に基づく公衆衛生上必要な基準を定める条例の一部を改正する条例

食品衛生法の規定に基づく公衆衛生上必要な基準を定める条例(平成十二年山口県条例第七号)の一部を次のように改正する。
別表第四の二の表中四の項を五の項とし、三の項を四の項とし、二の項の次に次のように加える。

一 営業室は、他の部分と区画すること。

二 営業室には、剥皮場所、処理室及び懸肉室を設け、それぞれ他の場所と区画する。

三

食肉処理業（自動車
によるものであつ
て、野生鳥獣のた
いを枝肉にするもの
に限る。）

と。ただし、剥皮場所は車外に設けることができる。

三 営業室は、解体及び枝肉等の保管を衛生的に行うために十分な高さを有すること。

四 営業室には、給水設備及び給湯設備を設けること。

五 剥皮場所については、次に掲げる措置を講ずること。

イ 消毒装置を備えた流水受槽式の手洗い設備、器具類及び容器類の洗浄設備及び殺菌設備並びに懸吊設備（けんりょうせつび）を設けること。

ロ 車外に設ける場合にあつては、とたいの搬入口に隣接して設け、風雨、塵埃、昆虫等の侵入を一時的に防止できる設備を設けること。

六 処理室については、次に掲げる措置を講ずること。

イ とたいの搬入口と枝肉の搬出口とを別に設けること。

ロ 天井は、不透水性の材料で造られ、ほこりの落ちない構造とすること。

ハ 内壁は、不透水性の材料で造られ、平滑で、清掃しやすい構造とすること。

ニ 床は、不透水性の材料で造られ、平滑で、清掃し、及び排水しやすい構造とすること。

ホ 十分な能力を有する換気設備、消毒装置を備えた流水受槽式の手洗い設備、器具類及び容器類の洗浄設備及び殺菌設備、懸吊設備並びに不可食部分容器を設けること。

七 懸肉室については、前号ロからニまでに掲げるとおりとするほか、懸吊設備及び冷蔵設備を設け、見やすい場所に温度計を備えること。

八 剥皮前のとたいの洗浄設備を設けること。

九 給水設備及び給湯設備については、次に掲げる措置を講ずること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

- イ 貯水槽は、計画処理頭数に応じ必要となる量の水を供給できる容量を有するものとし、その残量を確認できるようにすること。
- ロ 器具類及び容器類の洗浄設備にあつては摂氏六十度以上、器具類及び容器類の殺菌設備にあつては摂氏八十三度以上の湯を供給できるものとし、その温度を測定できる温度計を備えること。
- ハ 必要に応じ、水の逆流を防止する装置を備えること。

平成三十年十月十六日
印刷發行

發行人所

山口県知事
山口市